

# 障害福祉サービス等の提供に おける不適正事例について

## 障害福祉サービス等の提供における不適正事例について

- ▶ 平成31年2月、県が指定する障害児通所支援事業者において、指定取消処分を受ける事例が発生いたしました。
- ▶ 障害福祉サービス事業者等は、障害者総合支援法、児童福祉法その他関係法令及び関係通知等において定められた基準等を遵守し、適正な事業運営及び報酬請求を行う必要があります。
- ▶ 以下、本県の事例及び今年度に他都道府県等において指定取消処分が行われた主な事例について説明いたしますので、各事業者におかれては、これらの事例を踏まえ、あらためて自らの事業の運営状況を振り返り、適正な事業運営及び報酬請求を図っていただくようお願いします。

## 障害福祉サービス等の提供における不適正事例について

### 【本県事例】

#### 平成31年2月処分／放課後等デイサービス／指定取消

- ▶ 不正請求（児童福祉法第21条の5の24第1項第5号）
  - ▶ 事業所において実際にはサービスを提供していないにもかかわらず、不正に障害児通所給付費を請求した。
  - ▶ 当該不正の請求に関し、虚偽のサービスの提供の記録を作成した。
- ※ 不正請求額 約67万円  
（返還額については上記不正請求額に100分の40を乗じて得た額が加算となる。）

# 障害福祉サービス等の提供における不適正事例について

## 【他県事例】

### ケース1

#### 令和4年4月処分／居宅介護、重度訪問介護、同行援護／指定取消

- ▶ 不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号）
  - ・ 支援実態がないにも関わらず介護給付費を架空に請求した。
  - ・ 道路運送法上の許可を得ていない車両、人員で支援を実施し、不正に介護給付費を請求した。
  - ・ 利用者の居宅以外の場所で支援を実施していたにもかかわらず、介護給付費（居宅介護）を請求した。
  - ・ 算定の要件を満たしていないにもかかわらず、特定事業所加算（Ⅱ）及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を請求した。

### ケース2

#### 令和4年11月処分／共同生活援助／指定取消

- ▶ 人格尊重義務違反（障害者総合支援法第50条第1項第2号）
  - ・ 入居している利用者が、事業者の事情等によりライフラインが止められるなど、実態的にグループホームを退去せざるを得ない状況となったことなど、利用者の生命を脅かし、身体の安全に重大な危害を及ぼした。
- ▶ 人員基準違反及び運営基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第3号、第4号）
  - ・ 従業者が事業所に従事しておらず、利用者に対する支援等含め、業務遂行していない。
- ▶ 出頭拒否（障害者総合支援法第50条第1項第7号）
  - ・ 法人代表に出頭をするよう通知したが、指定された期日までに連絡もなく、出頭することもなく、質問に対して答弁もしなかった。

# 障害福祉サービス等の提供における不適正事例について

## ケース3

### 令和4年11月処分／居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護／指定取消

- ▶ 不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号）
  - ・元職員があたかもサービス提供したとする虚偽記録を作成し、介護給付費を不正に請求した。
  - ・「福祉・介護職員処遇改善加算」を取得しながら、従業員に対し賃金改善を適正に行わず、不正に請求した。
- ▶ 監査での虚偽の書類の提出、報告（障害者総合支援法第50条第1項第6号）
  - ・監査において、既に職員が退職していたにもかかわらず、勤務していたとする虚偽の勤務表、給与台帳及びサービス提供記録等を提出した。
- ▶ 出頭した際の質問に対する虚偽の答弁（障害者総合支援法第50条第1項第7号）
  - ・監査において、元職員が退職後も在籍していたとする等虚偽の答弁をした。

## ケース4

### 令和4年12月処分／就労継続支援B型／指定取消

- ▶ 運営基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第4号）
  - ・新規指定時より、事業所物件について所有者と賃貸借契約を交わしておらず、専ら事業所の用に供する区画を有していなかった。また、9月以降、当該区画にまったく立ち入ることができない状態となり、事業を運営することができなくなっていた。
- ▶ 不正の手段による指定（障害者総合支援法第50条第1項第8号）
  - ・法人において偽造した虚偽の管理者の実務経歴証明書を提出し、指定を受けた。
  - ・事業所の賃貸借契約について、設備基準を満たしているよう装うため、当該法人と所有者との間で交わしたとする虚偽の賃貸借契約書を提出し、指定を受けた。
  - ・従業員の勤務体制及び勤務形態一覧について、当初より常勤で配置する予定のない者を常勤の目標工賃達成指導員として提出し、指定を受けた。

# 障害福祉サービス等の提供における不適正事例について

## ケース5

### 令和4年12月処分／放課後等デイサービス／指定取消

- ▶ 不正請求（児童福祉法第21条の5の24第1項第5号）
  - ・ 児童指導員等の加配要件を満たしていないにもかかわらず、児童指導員等加配加算を算定し、不正に報酬請求を行った。
- ▶ 虚偽報告（児童福祉法第21条の5の24第1項第6号）
  - ・ 法人代表兼管理者自らが勤務実態と異なる虚偽の職員出勤簿等を作成し、提出した。

## ケース6

### 令和5年1月処分／就労移行支援・就労継続支援B型／指定取消

- ▶ 不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号）
  - ・ 利用者からの欠席の意思表示があった等、事業所の利用事実がないにもかかわらず、サービス提供実績記録票、支援記録等を偽装し、不正に給付費を請求し、受領した。
  - ・ 不適切な在宅支援の実施が認められ、改善を求められたにもかかわらず、改善を求められた以降も基準違反状態である在宅支援の提供を継続し、不正に給付費を請求し、受領した。
- ▶ 虚偽答弁（障害者総合支援法第50条第1項第7号）
  - ・ 監査における管理者に対する聞き取り調査において、利用者との連絡手段であるチャットアプリの内容を削除したにもかかわらず、事実を扶持であるという虚偽の答弁を行った。
- ▶ 不正不当（障害者総合支援法第50条第1項第10号）
  - ・ 上記の不正請求に関し、サービス提供実績記録票、業務日誌及び支援記録等の書類について、虚偽の記録を作成した。

# 障害福祉サービス等の提供における不適正事例について

## ケース7

### 令和5年2月処分／居宅介護・重度訪問介護／指定取消

- ▶ 不正又は著しく不当な行為（障害者総合支援法第50条第1項第10号）
  - ・一部の利用者について同意を得ることなく、従業者が勝手に署名を行い、事業所で購入した利用者の印鑑を押印し、虚偽の個別支援計画書を作成した。
  - ・他事業において基準に抵触すると考え、サービス提供の記録を偽装し、サービス提供した従業者と異なる他の従業者の名前を記載し、事業所で預かっている従業者の印鑑を勝手に押印した。
  - ・重度訪問介護において、親族がサービス提供を行ったことがわからないように偽装し、親族以外の従業者の名前を記載したサービス提供の記録を作成した。
  - ・居宅介護において、従事する資格のない従業者が行ったサービスを、有資格者行ったように偽装し、サービス提供の記録を作成した。
  - ・利用者に同意を得ることなく購入した利用者の印鑑により、利用者に確認を受けることなくサービス提供記録に押印を行った。
  - ・管理者は、他事業を行う従業者が居宅介護サービスを行う場合のシフト及び勤務実績、サービス提供記録を管理者自身の名前で記載するよう従業者に指示した。
  - ・実地指導に当たり、親族がサービス提供に入っていることを隠蔽するために偽装した勤務体制一覧表を提出した。
- ▶ 運営基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第4号）
  - ・一部の利用者について、個別支援計画に基づきサービス提供を行っていなかった。
  - ・複数事業を実施しているが、指定事業所ごとの管理・運営が行われず、複数の事業をサービス区分なく一体的に実施しており、区分して勤務の記録を行っていなかった。
- ▶ 不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第4号）
  - ・勤務記録のない従業者が支援したこととする実績記録票を作成し、居宅介護サービス費等を不正に請求し、受領した。
  - ・同一ヘルパーが同日同時時間帯に別の利用者にサービス提供したというサービス提供記録に基づき居宅介護サービス費を不正に請求し、受領した。
  - ・サービス提供責任者が訪問を行っていないにもかかわらず、これを行ったものとして初回加算を不正に請求し、受領した。
- ▶ 虚偽の報告（障害者総合支援法第50条第1項第6号）
  - ・監査において、どの従業者がどの利用者の支援に入ったかわかるものを提出するよう求めたところ、実勢に支援に入っていないにもかかわらず入ったことと偽装した記録を提出した。